

こども発達支援センター 風 警報発令時の対応

〈基準〉

1 こども発達支援センター 風の所在地「茨木市」において、以下の「特別警報」及び「暴風警報」が発令されている場合の療育について、以下のとおり規定します。

(1) 対象となる「特別警報」

- ① 大雨特別警報～台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量が予測される
- ② 大雪特別警報～数十年に一度の降雪量となる大雪が予測される
- ③ 暴風特別警報～数十年に一度の強風や台風及び同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予測される
- ④ 暴風雪特別警報～数十年に一度の強度の台風及び同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予測される

2 茨木市において、(1)項に定める「特別警報」または「暴風警報」が発令されている場合の療育の取り扱いは以下のとおりとします。

午前 8時までに解除・・・療育実施

午前 8時に発令中・・・午前の療育は中止

午前11時に発令中・・・| 3時からの療育は中止

| 3時に発令中・・・・・・| 5時00分からの療育は中止

3 上記以外で利用者の居住地における気象警報発令時の療育につきましては、個別に対応しますので、隨時、ご相談ください。

〈その他〉

- ※ ご家族向け研修および面談等についても療育に準じて行います。
- ※ 上記の気象警報が解除された場合は、受入体制が整えば、療育を実施します。
- ※ また、上記警報等の発令がなくても、サービスの提供が困難と判断される場合には、適宜、個別に連絡を行います。